



▲7月4日の集会で戦前の『改造』を示しながら講演中の大丸義一先生。講演要旨は3頁に。

# 横浜事件 再審裁判を 支援する会

## 検事の「意見書」やっと出る

などを伝え、あわせて検察官の意  
 行ってほしいこと、  
 ・鑑定書の作成者3名の尋問を  
 での主張の説明、  
 ・新たに提出する再審請求補充書  
 「免訴」の主張はしない、  
 ・第4次請求では、第3次と違い、

の経過を説明するとともに、  
 官らに面接、これまでの再審請求  
 尾昭一裁判官に代わったため、弁  
 護団と請求人は横浜地裁に向向  
 き、松尾裁判長、上原恵美子裁判  
 ▼さる五月二〇日、横浜地裁の担  
 当裁判官が、矢村宏裁判官から松

だがその内容は、  
 再審請求自体を  
 否定する  
 恐るべき暴論！

見書の提出が大幅に遅れているこ  
 とを指摘し、裁判所から検察庁に  
 対し早急に提出するよう促してほ  
 しいと要請しました。  
 ▼その結果、八月四日、ようやく  
 検察官・總山哲検事の「意見書」が  
 提出されました。

ところが、その内容は驚くべき  
 もので、弁護団の佐藤先生の言葉  
 を使えば「検察当局の（おそまつ  
 な）認識を示す歴史的にも重要な  
 文書」といえるものです。なにし  
 ろ、先に地裁の「再審開始決定」の  
 出た第3次を含め、この17年にお  
 たる横浜事件再審請求そのものを  
 否定するような「意見」が書き込  
 まれているのです。

現在、弁護団で検討が行われて  
 いますので、詳しくは次号でその  
 検討結果を報告しますが、とりあ  
 えずわかりやすい2点だけを次  
 ページにお伝えします。  
 なお、地裁から請求人に対し、  
 請求人としての意見を聞きたいの  
 で、意見書を提出するようにとの  
 要請がきております。

No.48

2003. 9. 20

〔事務局〕

〒101-0064  
 東京都千代田区  
 猿樂町1-4-8  
 松村ビル401  
 TEL03-3291-8066  
 FAX03-3291-8066

「検事意見書」を見る

「泊での慰労会の  
スナップ写真は  
偽装写真だ」

▼横浜事件の写真としてよく知られているのが、旅館の庭で、細川嘉六先生を中心に6人の編集者と研究者が写っている写真です。

これは、戦争中の一九四二年七月、細川先生が著書『植民史』の印税が入ったので、親しい編集者や研究者を郷里の富山県泊（現朝日町）に招いて懇親会を催したときのものです。

この1枚の写真をもって神奈川県特高警察は、この懇親会を「共産党再建会議」だと決めつけたのですが、実際はただの宴会であり、舟遊びなどでした。

そのことは、第4次再審請求人の小野貞さんが大事に保存していたアルバムを見れば、一目瞭然です。そこには、見開き2ページに、

海水パンツ姿もまじえて10枚の写真が貼られており、戦時中のひとときの息抜きの情景が写し出されています。

▼今回、弁護団は、新証拠の一つとして、このアルバムの2ページを裁判所に提出しました。これを見れば、いうところの「泊会議」が「共産党再建会議」などではなく、ただの宴会、行楽に過ぎなかつたことは明白だと考えたからです。そしてこの「泊会議」の虚構が明らかになれば、横浜事件そのものも崩壊します。

さて、では、このスナップ写真を、「検事意見書」はどう見たのでしょうか。長くなりますが、引用します。まことに興味深い記述ですので、読んでみてください。

▼「…上記スナップ写真を見ても、これが弁護人らの主張するような雑誌編集者の慰労会の写真であるとは確定できるようなものではないことは明らかであるところ、この点をさておいたとしても、当時の状況下において、日本共産党を

再建するための活動をする者が、その活動を合法なものであるかのように偽装して行うことは当然のことであり、そうすると、上記スナップ写真も泊会議が合法なものであるかのように偽装するため撮影されたものであるということも言い得るのであるから、このような写真をもって、これが泊会議が日本共産党再建のための会議ではなかつたことを示す明確な証拠であるなどということは到底言えない」

▼要するに、これは偽装写真ではないか、というのです。するとこれは「演技」だということになります。しかし演技ではたしてこれほど「自然体」の写真が撮れるものかどうか、誰が見てもわかるはずですよ。そこには、何が何でも白を黒と言いくるめようとする魂胆が透けて見えます。

なお、当時特高は「再建謀議」の「証言」を得ようと、旅館の女将さんと料亭の主人を責めに責めたのですが、ついにその「証言」を得

ることは出来ませんでした。

「再審の請求権は消滅、  
再審は不適法」

▼敗戦後の一九四五年一〇月、大赦令が出され、治安維持法による刑については、以後それによって不利益は受けなかつたこととされ、検事意見書はこう述べたのです。

「…大赦令により、刑の言い渡しの効力を失うに至っており、元被告人は、その時点で、既に、法律上の救済を受けるに至っているものである。／そうすると、既に、大赦令による法律上の救済を受けている本件については、そもそも、再審の請求権が消滅しており、その請求をすることができないものであって、本件再審請求は、請求自体が不適法なものであるというほかない」

▼つまり、横浜事件の再審請求そのものが成り立たないということです。暴論というしかありません。

（支援する会・事務局 梅田）

## 講演要旨

## 細川論文

## —その時代背景と人柄—

歴史学者 犬丸義一

▼七月四日集会での犬丸義一先生による講演の題は、「アジア太平洋戦争下の言論・出版の状況」で、「検閲時代の総合雑誌『改造』『中央公論』『日本評論』から」が副題でした。細川論文の背景となった当時の言論状況から事件の性格を考えるための講演でした。以下、要旨を紹介します。

マルキシズムと総合雑誌  
—昭和初年

一八八七(明治20)年創刊の『反省会』雑誌は、九九年に『中央公論』と改題、自由主義思潮を代表する雑誌となる。一九一六(大正五)年一月号に有名な吉野作造の『民本主義』の論文をのせ、大正デ

モクラシーの機関誌化した。一方、『改造』は一九年創刊、「社会改造の時代」の旗手をめざした。同じ一九年、マルクス主義となつた河上肇の個人誌『社会問題研究』第一冊は、7版、12万部に達した。

こうした状況を反映して『改造』も『中央公論』もマルクス主義論文を多くのせた。成立したばかりのソ連への関心も深く、関係記事も多いが、自由主義雑誌だからコミンテルンに制約されることなく、批判的言論ものせている。

面白いのは、三七年八月号の両誌が競争してトロツキー『裏切られた革命』を掲載したことだ。いずれも別冊付録。(横浜事件で特

高は、改造や中公の編集部は、一貫してコミンテルンや日本共産党の目的遂行に努めた、といっているが、コミンテルンに忠実なら、こんなことはありえない)。

『日本評論』は一九二六年創刊の『経済往来』が、三五年に改題されたもの。室伏高が編集顧問をやり、両誌よりやや右寄りだった。

## 日中戦争の中で

一九三七年、日中戦争が始まると、軍国主義・帝國主義の批判は困難となった。山川均ですら「支那軍の鬼畜性」(『改造』三七年九月号)といわねば、文章は発表できなかつた。

## 「現実ソ連の世界政策」

細川は右表題の論文を『中央公論』三九年一二月号に発表した。世界を驚かせた独ソ不可侵条約のソ連側の事情を考察したもの。冷静に事態をとらえた好論文。反ソではないが、一国社会主義への転換に対する疑問や「血の肅清」の

事実がのべられている。

## 細川参加の座談会「東洋の社会構成と日支の将来」

『中央公論』四〇年七月号に掲載。細川のほか、尾崎秀実、橋樑、平野義太郎。細川は「日清、日露のときのように」「一途に支那からとる」のは駄目だとか、ネルーの言葉をひき、「市民的デモクラシー或いは近代社会への躍進を目標にして、支那或いは印度の指導者に呼びかけ」よとのべている。細川、尾崎ともに中国の民族自決権尊重を説く。

細川は大原社会問題研究所員として欧州留学後、二七年に尾崎と中国革命研究会を始め、三九年に風見章の援助で尾崎らと(支那研究会)を設立、四二年の『支那問題事典』の監修をするなど、中国理解は深かった。『改造』四一年六月号でも、大久保幸次(回教研究者)と橋樑とで「アジア民族の運命」という鼎談を行い、日本は諸民族を育てる立場に立つべき、と

説いている（堀江邑一「国共合作の楔、三民主義」が『中央公論』三八年一月号に掲載されるなど、総合雑誌の中国認識は国家主義者たちのそれよりもずっと深かった）。

### 西沢富夫「ソ連15カ年計画の課題」

泊グループとされた西沢の『日本評論』四一年五月号の論文。西沢は三九年満鉄東京支社・調査室世界経済班（責任者は尾崎）に勤務、細川と親交を結ぶに至る。同論文は、それまでの15カ年計画の成果を確認しつつも、新しい15カ年計画に批判的アプローチを行う。特に評価の基準の一つを、「歴史進行の主体たる人間の水準」におき、その低さが発展の大きな制約となる点を指摘しているのは、その後のソ連の運命を的確に見透しているようで興味深い。

### 「世界史の動向と日本」

本論文については、三氏の鑑定

書があるので、それに譲りたい。ただ私としては、細川がかねて探求してきた三民主義理解が、ここでも展開されていることに注目しておきたい。

### 戦後の細川嘉六

細川は戦後、日本共産党に入党するが、その過程は単純ではない。四五年一〇月一〇日、徳田球一、志賀義雄らが出獄、「人民に訴ふ」を『赤旗』復刊第1号にのせた。この見解は徳田ら府中刑務所グループのもので、中西功ら豊多摩刑務所グループには異論があった。

細川は『民論』四六年一月号の「全国民に訴ふ」で共産党のたたかいを高く評価しつつも、天皇制打倒スローガンなどの独りよがりな厳しく批判した。その後、同党政治局との話し合いや民主戦線方針採用を機に入党したのだった。

だから、党指導部にも独自の立場を保った。参議院議員となり、共産党の五〇年分裂を迎えるが、

宮本百合子葬儀に際し、すでに対立を深めていた臨時中央指導部を説得、党正式メッセージを出させ、自ら読み上げた。

アジア問題研究所長として、日中友好協会設立に尽力、日中国交回復国民会議を組織。五八年九月、風見章を団長、自らは副団長として訪中、日本の侵略戦争について初めての公的謝罪を行った。

## 青山鉞治さんの思い出

井汲 穎子

青山鉞治さんに初めてお目にかかったのは、昭和四〇年冬か四一年春初めだったと思います。当時駿河台の日販ビルの向かいにあった弘文堂の狭い編集室でした。たぶん青地農氏の紹介で、原稿を持ち込まれたのだと思います。

手記「横濱事件」の担当を編集長の田村勝夫氏から命ぜられた私

六二年没。

細川のこのような戦後の行動から、論文や横濱事件を見ることも興味深い。西沢は四五年一二月入党、六一年中央委員となり、日ソ共産党交渉で活躍、自主独立路線の立役者の一人となった。八五年没。

（文責・事務局）

は石川達三氏の『風にそよぐ葦』で初めて知った恐ろしい事件の被害者に、この時直接にお会いしたのでした。ある朝唐突、理不尽に荒々しく日常生活を断ち切られ、拘禁拷問もされたその青年と、目の前の穏やかなかつ端嚴な紳士とが、なかなか結びつかず、そのためにかえって事件の大きさとそれ

への恐怖、憤りといったものが、実感されたように思います。

編集作業事態は、良く整理された原稿でしたので、手入れの必要は殆どなく、終戦月の出版を目指して着々と進んだのですが、折悪しく四一年春の弘文堂の倒産騒ぎに巻き込まれ、いくつかの企画が頓挫あるいは延期された中に『横浜事件』も入っていたのでした。担当者の私もその夏に人員整理の対象となって退職致しましたが、その後予定の八月から三カ月遅れ、四一年一月、フロンティアブックスという新書の一冊として弘文堂から出版された時は、ほんとにホッと致しました。

その間に、就職口を探していた私を心配され、神楽坂のおいしい洋食屋さんでご馳走して下さい、角川書店の方に引き合わせて下さったこともありました。

その後、私は、縁あって他社の校閲者として定年まで勤めました。担当した『横浜事件』を出版まで手がけることが出来なかった

ことがずっと負い目となっておりました。青山さんを通して「支援する会」の呼びかけを頂いたときには、心から嬉しく参加させて頂いた次第です。

長期にわたる再審請求の歳月中で、青山さんを含め当事者の方々が、次々と彼岸にいかれたことが誠に痛ましく残念でなりません。しかしこの事件の事実の重さと司法の不可解さへの問いかけは、何年たつても風化させずに記憶され知らしめられ、続けられていくべきものでしょう。

事務局の方々、弁護士の方々のご苦労ご熱意に、心からの敬意を表し、今後とものご活動を祈念申し上げます。

### 会員の皆さんの声

★再審の開始は大変朗報でした。長年にわたり努力された方々に対し心からの敬意を表します。さらにこれから頑張らねばならないと思います。

河崎光成

★再審開始は一步前進です。第4次請求頑張ってください。

横浜ペンクラブ（青木平衛）

★自衛艦の海外派遣、有事法制、個人情報伝達法等の経過、それに教育基本法改悪の動き。まさに戦争のできる国へ一気に走り出したような情勢です。日本近代の戦争は治安維持法体制と一体でした。裁判には勝たねばなりません。

岩井忠熊

★一步前進、おめでとうございます。

中西喜一郎

★「再審開始」決定、ひとまずおめでとございます。まだまだ闘いは続く訳ですが、遠くより見つめております。

福田 詢

★私事ですが、出版社に三三年余り勤務し、この間不当解雇闘争を八年闘い職場復帰しました。

そしてこのたび定年を迎えます。

横浜事件再審裁判を、会員としてご支援したいと思っております。

齋藤 孝

★「事件」発生以来半世紀余りして、やっと微風が吹き始めまし

た。まだまだ向かい風は、続くかもしれないですが、追い風がどんどん強まることを、期待しております。

伊藤昌太

★私も何時の間にか八八歳になつてしまい、医師の仕事も辞めましたので、思うように寄付もできませんが、気持ちばかり、十万円を寄付させて頂きます。主人（小林英三郎さん―事務局）が亡くなりましてから、はや五年が経つてしまいました。

小林貞子

★「再審開始」決定の報、当然の事とはいえ、ほっとしました。関係者の皆様の、持続的努力あつてこそその事と、本当に嬉しく思っています。若い人たちに、この支援の輪が広がることを、願っています。

百瀬雄彦

★再審開始を「とりあえず」喜びつつ、なお多難な前途に向けて、些少のカンパをさせていた

大槻道夫

★私の父は小野康人氏と同郷で仲

の良い友人でした。私自身、貞さんにお会いしたこともあり、ささやかながら、会員として支援させて頂いております。

菊池由紀子

★新聞を読んで、「良かったなあ」と思いましたが、今回のニュースでまだまだきちんとした再審開始になるとは限らないとの事。少しですがカンパも送ります。

亀井幸代（青年劇場）

★中村哲は病氣入院中ですのでお役に立てなくて残念です。頑張ってください。 中村

★先日はとてもいい会でした。ごくろうさまです。 近藤正巳

カンパを寄せられた方々

（5月）永田誠 中西喜一郎 横

浜ペンクラブ 福田詢 塩田哲

子 吉田裕子 石原春男 木下

忠司 小林貞子

（6月）大槻道夫 森田敏彦 永

田誠 田沼祥子 小平克 亀井

幸代 浅尾充子 小島敏子 千葉良信 民放芳連 水上照海 新井忠

（7月）中村哲 今井清一 若林しげの 永田誠 近藤正巳

（8月）香川良成

事務局より

▼七月四日の集会は朝日新聞で紹介されたこともあってセミナームが一杯になるほどの盛会でした。しかも三名の方が新規加入。マスコミの力は大きい！ 実感です。

▼事務局の橋本進さんが雑誌『前衛』九月号に「横浜事件再審請求と戦後責任」という一三ページにわたる論文を寄稿されました。再審請求のこれまでの経過を総括し、再審実現の今日的意義を力強く説いた論文です。

▼この欄でお願いしていましたパソコンを佐川隆彦さんからカンパしていただきました。この原稿作りにも使わせて頂いています。有難うございました。

▼関原先生よりお便りを頂きました。先生は一次再審の弁護団でその後何かとご支援下さっています。最近、先生が若い頃に関わった「藤本事件」のことでマスコミ関係などが

ら取材を受けることが多いそうです。この事件は被告人（無罪を訴え続ける）をハンセン病（地元でハンセン病とされたが福岡の病院で健康であるとの証明をもらっている）として強制収容し、有罪判決を下す。被告は、収容先から逃亡し、逃亡中にこの事件の原告が殺害され、再逮捕される。ハンセン病隔離収容所内の警察に留置のまま裁判し死刑宣告。あまりにも人権無視の扱いにハンセン病患者等を中心に支援運動が広がったが処刑された。この冤罪事件が、先生の再審に関わることの原点になった、と語っておられます。今後も人権問題等に取り組んでいかれることと思います。お身体を労ってのご活躍をお祈り致します。

▼昨年の暮れ、青山夫人が引越しのため書斎の整理をさせて頂きました。たくさんの郵便物の中に、「再審請求」を呼びかけ、それへの返信や『横浜事件』改訂版を出すにあつたって往復葉書で諒解を求めた事柄に対する関係者のさまざまな反応の葉書を見て感慨深いものがありました。また支援する会発足に際しご協力をお願いした方々のリストや、各地で「横浜事件」の講演をされた際に頂いた札状や名刺があり、オウム事件等で活躍された

江川詔子さんの神奈川新聞時代の名刺もあつて、青山さんとのような会話をされたのか聞いてみたい気がしました。その他小林さん、青山さんと同人雑誌でつながっていたために捕まった那珂孝平さん（菊池寛の書生・弟子）との長年にわたる書簡があり読ませて頂きました。最近読んだ本の批評や、観た映画のこと、政治や社会情勢のこと、なんだか小説を読んでいるようでした。古き良き時代というには哀しい今を思います （金田富恵）

入会の申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-6 松村ビル

横浜事件再審裁判を支援する会

tel/fax 03-3291-8266

〈年会費〉個人：2000円、団体：5000円

●郵便振替 00130-7-150641

●銀行振込 みずほ銀行九段支店

普通預金口座 1478864 「横浜事件再審裁判を

支援する会